

## 第9回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日(木) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第72号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第73号 不動産買受適格証明願について

議案第74号 農地所有適格法人の適格確認について

議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第78号 非農地証明願について

議案第79号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第80号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画  
の決定について（所有権移転）

議案第81号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出取下願について（報告）
- 2) 新規就農ヒアリング資料について
- 3) 農地対策委員会A班報告について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 農業経営改善計画認定申請者一覧表（10月認定分の資料）
- 6) 今後の予定について
- 7) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局	<p>職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。</p> <p>引き続き、職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。よろしくをお願いします。</p>
職務代理者	<p>皆さんこんにちは。11月になりまして朝晩ずっと昼間の温度差が非常にあるということで風邪など引かないように健康管理に十分注意しながら仕事に頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまより第9回糸島市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は委員の全員が出席しております。本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくをお願いします。</p> <p><b>【農業委員会憲章唱和】</b></p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に三苦幹治委員と松尾幸子委員を指名いたします。以上です。</p> <p>それでは、議事に移ります。事務局。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第72号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。</p> <p>それでは、あっせんの案件についてご説明いたします。</p> <p>受付番号1番です。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて説明】</b></p> <p>なお、受付番号1番につきましては平成25年6月に一度あっせん申し出をされておりましたが、あっせんの取り扱いによる5年以上経過という</p>

ことがございまして、今回新たに再申し出があった案件でございます。

続きまして、受付番号2番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号3番です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、あっせん委員を指名いたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、議受候補者を選定お願いいたします。

(休 憩)

議 長 それでは、決まったようですので、まず、受付番号1番からあっせん議受候補者の候補者名をお願いいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、もう一度事務局確認をお願いいたします。

事務局 **【候補者名確認】**

議 長 それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。

---

議 長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第73号「不動産買受適格証明願について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきまして事務局より行います。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

買受適格証明というところで別冊の資料を設けておりますので、別冊

の資料で書いている分をご確認いただきたいんですけども、農地の買受適格証明についてということで資料をつけております。

買受適格証明とはということで、裁判所が執行します競売や税務署等が執行する公売で売買にかかった農地を入札しようとするときに、結局、入札した者が農地取得できるかどうかというのが判断材料といいますか、この入札参加資格のための買受適格証明という内容でございます。

買受適格証明の審査基準につきましては、願出人が農地法の3条の分という場合や農地法の5条の転用をしたいという内容で審査基準が変わってくるんですけども、今回、議案書にも記載していますとおり、農地法第3条該当というところでの願い出でございます。よって、こちらの分については農地法の3条の許可申請が出た場合、許可相当と認められるかどうかという耕作面積の下限面積の基準やご本人が農地適格者であるかと、適格に活用できる方かどうかというのが審査基準になってくるということでございます。

こちらにつきましては申請方法としまして、後に議案が出てきますけれども、買受適格証明願については農地法の3条の適格要件を基準としまして、あわせて農地法の3条の申請も行っていただくという内容でございます。

こちらにつきましては資料を1枚めくっていただきまして437ページとかに書いていますが、こちらの大きな分の4番ということになります。436ページの分については、ここの根拠になるのが民事執行法による農地等の売却の処理方法というところにつながってくるんですけども、4番につきましては「農業委員会は」というところで、今回で言えば、公売の事務処理上の流れもあわせて迅速を図ってくださいというところですので、適格証明の発行及び3条申請についてもあらかじめ議決をしておくという内容でございます。

よりまして、今回適格証明願と農地法3条が、申請されている状況でございます。

最後に、落札の手続ということでございますが、開札の結果、最高額買受申出者を執行側のほうで決定をいたします。いわゆる落札を受けた者ということになりますので、こちらの落札証明を持参された方に農地法の3条の許可証も交付対象となってくるという流れでございます。最終的には農地法の許可者と、代金納入期限というのが定められておりますので、こちらに納入いただくと、執行側のほうから売却決定、いわゆるその後所有権移転登記、こちらは嘱託登記になりますが、そういう流れになってくるという内容でございます。

今回こういう形で公売物件が出ましたので、入札に参加するための不動産買受適格証明願の申請が上がっているという内容でございます。以上、説明を終わります。

議 長            それでは、地元委員から申請者がどんな農業をしてあるか等説明をして  
いただければと思います。

農業委員        形態的には花卉栽培が主体でやっております。ハウス、露地というよう  
なところが主体になっております。それと、あと一部野菜等もグループ化  
されたような、関連して土地の利用に当たってあるということです。确实  
に農業をやっている方でございます。以上でございます。

議 長            地元委員も言っておられます。頑張っている人みたいですが、皆さんに  
おかれまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長            ないようですので、採決をとります。証明書発行を可能と判断される方  
の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長            全員ということで発行可能ということでいたします。

---

議 長            次の審議に移ります。事務局。

事務局          議案書の15ページをお願いいたします。

議案第74号「農地所有適格法人の適格確認について」、ご審議をお  
願ひいたします。内容を説明させていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

16ページが適格審査表ということで、先ほど申し上げました農地所  
有適格法人の要件について、この左側の4項目に該当するかという確認で  
ございます。

(1) 法人形態要件につきましては、18ページにも掲載しておると  
おり、こちらは④に該当ということでございます。

(2) の事業要件につきましては、18ページの全部履歴事項証明及  
び20ページの定款にもございます、農産物の生産という記載もございま  
すので、こちらは①に該当するという法人でございます。

(2)の要件で法人の売り上げの分、申しわけございません、株式の譲渡制限の分も(1)であったんですけども、まず、株式の譲渡制限というところで、議案の21ページに第8条というところで株式の譲渡制限が設けてある法人と、株式会社であります、譲渡制限がある法人ということで(1)は該当。

(2)の事業要件につきましては農産物の生産という部分がございしますが、19ページの資料でございます、法人の設立が今年の1月に設立しております。通常は直近3年間の農業の売り上げが過半を超えることということでございしますが、昨年1月に設立し、今から農地の貸借をして、したいという内容でございますので、該当すると思います。

(3)議決要件につきましてはですけども、こちらは法人の議決権を有する者がというところで①から⑤、農業者であるかというところ、②農業法人の常時従事者というところになってきますが、適格審査表に記載しておりますが、株式総数が30株あるうちの28株、9割以上所有してある方の従事日数というところで申し上げますが、17ページの適格確認書に記載しておりますとおり、法人の農業従事日数というところで左側に記載しておりますが、年間570日というところでございします。通常150日以上従事ということになりますが、例外規定で150日に満たない場合という条件に当てはまるということでの説明ですが、年間570日という法人の計画労働日数、法人の構成員が5名の3分の2以上の分が60日以上を超えておれば該当してくるものということで、こちらに計算式を書いておりますが、この日数をしますと、76日以上となりますので、60日を超える、本人が90日を超える従事日数ということでございしますので、

(3)の議決要件につきましても過半数以上が農業者であるというところで適合しているという判断でございます。

(4)業務執行権要件でございますが、役員要件でございます。こちらにつきましては17ページの適格確認書の左側にございます。役員が取締役3人がいらっしゃるわけですけども、この3名のうち2人が60日以上の従事日数というところで業務執行権要件も満たしておるという内容でございます。以上、適格確認についての説明を終わります。

議 長

それでは、調査部会でヒアリングを行っております。第1調査部会長よりお願いいたします。

調査部会長

3条の中に出てきます3番から5番の物件の分です。

議案書の117ページから121ページに資料をつけております。

**【資料に基づき説明】**

申請地ではニンジンやカボチャ、白菜を作付する計画で、現在5名体

制で法人化しているが、軌道に乗れば、雇用等で職員をふやし、耕作放棄地の再生を含め規模を拡大していきたいとも話されていました。

今回、申請については農業経験のある方が農場長となっており、営農にも支障がないと思われます。

第1調査部会では、営農へのやる気も十分ありますし、適格な法人として問題がないと判断しております。以上です。

議長 　　ただいま説明がありました適格法人につきまして皆様方の意見、御質問を伺います。ありませんでしょうか。

農業委員 　　設立されてまだ間もないのに、収益がないまま、こういう法人を立ち上げるということは許可できるのかどうかですね。

議長 　　事務局。

事務局 　　農地所有適格法人の事業要件というところでお話しさせていただきましたが、農地所有適格法人、営農を開始されて直近3年間の農業の売り上げが過半を超えておるかというのも条件にあるんですけども、今回面談をされたときに、昨年平成30年1月に設立されたというところで、実際カット野菜の販売と、この定款に載っておるとおり、運送業もあるので、こちらのほうでカット野菜の販売といいますか、運搬が主だったと。その間、農地を貸してくれる地元の方を探しておったという状況でございます。

本来、直近3年間というのがございませぬので、今後農業の売り上げが過半を超えていくかというところの審査になってくると思いますが、資料にもありますが、収益計画も立ててありまして、面談の内容でも農業の売り上げが過半を超えていくようにしますし、本来この農業の生産部門でやっていきたいというお話を聞いたという内容でございます。以上です。

議長 　　よろしいでしょうか。  
ほかに何か。

農業委員 　　説明の中に労働力として農業にたけた人がおられるということなんですが、差し支えなければ、どういうふうな経歴をされたかということをお聞かせ願いたいんですが。（発言する者あり）

農業委員 　　農場長は年は三十歳ぐらいで若いですけども、実際には家で農業はしている方です。



農業委員	ありがとうございました。
議長	よろしいでしょうか。ほかに何か意見、質問がありましたら。
農業委員	その方が農場長をやるんですか。
農業委員	農業部門の中の農場長を今度やっていくという話を聞いています。
農業委員	実家も結構面積とかいろんな分をやっている部分で、150日という日にちをこなせるもんかですね。自分の家のこともあって、果たしてできるものかとちょっと心配はしますね。
議長	ほかに何かありましたら。  (質問、意見なし)
議長	なかったら採決に移ります。適格法人の適格と判断される方の挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	それでは、次の議案に移ります。
事務局	議案書の31ページをお願いいたします。 議案第75号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。
議長	第3条の申請ですけれども、これは新規就農とかたくさんおられますので、先にそちらのほうを調査部会長より説明していただきまして、各議案に入りたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
調査部会長	<b>【資料に基づき説明】</b>
議長	それでは、3条申請について各委員からの報告をお願いいたします。
農業委員	受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

以上です。

議 長

続きまして、2番。

農業委員

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、3番、4番、5番、6番を続けて申し上げます。

農業委員

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

議 長

続きまして、番号7番をお願いいたします。

農業委員

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、番号8番をお願いします。

農業委員

受付番号 8 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、番号 9 番から 11 番まで申し上げます。

農業委員

受付番号 9 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

受付番号 10 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

受付番号 11 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、番号 12 番をお願いします。

農業委員

受付番号 12 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

議 長

それでは、番号 13 番をお願いします。

農業委員

受付番号 13 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上よろしく申し上げます。

議 長

番号 15 番と 18 番をお願いいたします。

農業委員

15番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

先ほどありましたように、オリーブとか、柿とか、梅とかありますと  
おり、3年ですから今後とも更新していくつもりということです。

18番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

よろしく願いいたします。

議長

それでは、14番と16番、17番から行きます。

14番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、16番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、17番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、19番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

続きまして、番号20番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

以上です。よろしく願いいたします。

それから、21番は。

事務局

受付番号21番です。

【議案書に基づき読み上げて提案】

こちらは公売ということです。よろしくお願いいたします。

議長 続きます、番号22番、これは先ほど第1調査部会長より説明がありました10月の総会の継続案件であります。

農業委員 受付番号22番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

議長 ただいま3条に関する説明が終わりました。これにつきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員 新規就農者の説明がありましたけど、住宅に付属する農地の取得ということで、それはいいんでしょうけど、こういう方々も新規就農者というとり方になるんですか。

議長 事務局。

事務局 新規に就農、販売農家かどうかというところでは販売農家ではないという考え方でございます。新規に農地を作付されるというところでの位置づけでございますので、新規就農という呼び方をしております。

今御指摘を受けたこの案件につきましては2人とも住宅に付属する農地の指定申請を受けた農地、いわゆる下限面積の特例を受けた農地取得が認められる農地でございますので、当然面積も小そうございます。質問としては新規就農かというところであれば、やはり耕作に携わるという意味合いでの新規就農者と考えております。確かに販売農家ではないという農家でございます。

議長 よろしいですか。

農業委員 はい。

議長 ほかに何か意見、質問がありましたら。

農業委員 売買の金額が出ていませんけれども、そこら辺は何か理由があつてのことでしょうか。何か聞かれているところがあれば、教えてください。

農業委員 私は売買価格を聞いておりません。普通売買ですから、売る側と買う側の合意があれば。

議長 一般売買につきましては高いところもあれば、えらい安いところもあるということで、農業委員としては余り関知はしないという形では思っています。アドバイスのことは言いますけどね。大体これぐらいですよということでは言いますけれども、後はそちらのあれで、一般売買ですので。

農業委員 わかりました。

議長 ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決とつてよろしいですか。

事務局 議案書の29ページからとなりますが、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては7つの審査項目を判断材料として審議いただくこととなります。29ページ、30ページでございますが、この7つの審査項目のうち、「はい」に該当する場合は許可できないこととなっております。

この中で今回該当する部分につきましては、受付番号6番と11番の方でございますが、この方につきましては住宅に付属する農地の指定申請の特例を受けた場所でございますので、「はい」になっておりますが、特例というところで適当ということになります。

ほかにつきましては全て7つの項目で「いいえ」がついておりますので、書類審査上では許可相当と判断ができるものでございます。以上です。

議長 それでは、3条につきまして採決をとります。許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ここで3時5分まで休憩といたします。

(休憩)

議長 始めます。

議 長

事務局。

事務局

議案書の40ページをお願いいたします。

議案第76号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

第4条につきましては調査部会のほうより調査しております。調査部長より報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第76号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。

番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第2種農地で問題はありません。関係各課の意見でも特に支障となる意見は出ておりません。第1調査部会では周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第1種農地ではありますが、申請地が集落に接続しており、また、事業者の事業用地であるため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

関係各課の意見でも特に支障となる意見は出ておりません。第1調査部会では駐車場の仮契約書が添付され、また、周辺農地にも影響がないことから、許可相当と判断しております。以上、報告を終わります。

議 長

それでは、事務局。

事務局

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可につきましては、39ページに記載しております一般基準、あわせて40ページに記載しておる立地基準につきまして、こちらを判断基準として許可相当かどうかのとうところになります。まず、一般基準でございますが、こちらにつきま

しては「適当」とか、「該当なし」とか、「支障なし」とかという部分が全て記載されておりますので、一般基準についてはクリアするという内容でございます。

40ページの立地基準につきましては、1番につきましては農地区分が第2種農地ということで、こちらは駅から500メートル以内の区域というところでございます。こちらにつきましては代替地等がないというところであれば、原則許可できる場所というところで立地基準はクリアしているという判断ができます。

2番につきましては、申請地の東側に農地が広がって第1種農地という判断でございますが、申請地の隣に3戸以上の集落がありまして、申請人も居住されておりますので、居住する者の事業用地というところで不許可の例外に該当するというところでございますので、一般基準、立地基準とも書類上ですが、許可相当と判断されるものでございます。以上です。

議 長 今4条につきまして調査部会、また、事務局より説明がありました。何か質問、意見等がありましたら、どうぞ。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。議案第76号の農地法第4条につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の51ページをお願いいたします。

議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 こちらも調査部会より説明をお願いいたします。

調査部会長 議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、報告します。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】



農地区分は第1種農地ではありますが、農業の振興に資する施設のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

関係各課の意見では特に支障となる意見も出ておりません。第1調査部会では排水計画など周辺農地へ影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第1種農地ではありますが、申請地が集落に接続しており、集落居住者の事業用地であるため不許可の例外に該当し問題ありません。申請地の南側に代表者が移住しております。

関係各課の意見も特に支障となる意見も出ておりません。第1調査部会では周辺農地への影響がないため許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第1種農地ではありますが、農地改良のための一時的な転用行為であるため不許可の例外に該当し問題はありません。

関係各課の意見も特に支障となる意見もありません。第1調査部会では西側の農地は別ルートでの進入路が確保されている状態であり、造成の計画高への疑問が残りますが、改良後の作付計画書も提出されているため許可相当やむなしと判断しております。以上、報告を終わります。

議 長 事務局、これは事前着工は。

事務局 今回、3番の案件でございますけれども、今回現地調査に行ったときに、同じ高さになっているという疑義が生じまして、部会長等から事前着手じゃないかという確認をとということで、代理人に確認しましたところ、事前着手等はないというところで伺っておりますので、そのように思います。

議 長 それでは、第5条につきましての審査判断の基準を説明をお願いします。

事務局 それでは、審査基準のご説明をいたします。

審査基準につきましては39ページにあります一般基準と今回の51ページに記載の立地基準というところで確認していくわけですが、39ページの一般基準につきましては全て「適当」、「該当なし」とか、また、「見込みあり」というところで一般基準上問題がないという状況でございます。

51ページに戻っていただきまして、番号1番、農地区分第1種農地というところでございますが、報告があったとおり、農業に資する施設ということで農業用倉庫の建築計画でありますので、立地基準上、不許可の例外に該当するので、クリアするという内容でございます。

2番ですが、こちら農地区分としては第1種農地というところでございますが、集落に接続している申請農地であるということと、この申請地の南側に代表が居住されている、いわゆる居住者が事業用地として設ける施設というものに該当してきて、こちら不許可の例外に該当するという内容でございます。

3番につきましては農振農用地区域内の農地でございますが、一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当するという内容で、一般基準、立地基準と、書面上では許可相当であると判断できる内容でございます。以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま説明がありました5条の案件につきまして質問を行います。

農業委員 　　資材置き場、何を置かれるか、どういう事業を行ってあるか、何を置かれるかという部分ですね。よろしくお願いします。

事務局 　　まず、配置計画図を確認いただきたいのが62ページになります。5条申請の際に法人の履歴事項全部証明書の添付がありましたので、この内容の目的というところでありますと、1番から14項目までございますが、基本が建築用金物の製作販売、取り付け及び請負と、内装工事の請負とか、貸し不動産の経営とかという部分であります。8項目めに、釣り具、ヨット、サーフィン、潜水機材、キャンプ用品及びスポーツ用品の製造及び販売というところもうたい込んであります。62ページの配置計画図によりますと、ボート等も置かれておるところでございます。以上です。

議長 　　よろしいでしょうか。

農業委員 　　いや、ボートはわからんことないけど、そういう企業で資材置き場という資材という部分を、製品はボートとか、そういう分はわかりますが、何の資材を置くかという部分。

事務局 建築用金物製作とか、建築材料とか、内装工事の分、今回見えにくいですがけれども、金属パレット及び金属製品というところも材料として置きたいというところと、ボート、ヨット、サーフィン等の分もあるので、こういうのも置きたいという内容での計画でございます。

農業委員 今の資材置き場の件ですけど、何を置くかということは言われたんですけど、それは風水害とか、いろんなもので流れ出したり、近所に溶け出したり、農家とかに迷惑をかけるものじゃないんですか。

事務局 この分が製品を置く、エンジンとかのオイルが出るような品物ではないとは思いますが。置くような計画ではないですね。車両、2トントラックの配置とか、金属パレットというところで金属製品というところですね。それと、ボート等の事業用のものというところでもございまして、特段雨に打たれて何とかが漏れるという部分はないものかと思えます。配置計画の中で排水が出ないような形で貯水池を設けて自然に浸透させるというところで、敷地内の雨水関係については自然流下ではありますが、雨水のため池的なものをつくって、敷地内から外に敷地内の雨水は出さないような計画をしておるといふところですね。以上です。

農業委員 他の家はないのでしょうか。（発言する者あり）

事務局 申請地の右隣が宅地、南側が宅地と、農地的にはこの道路を挟んで向かいから広がっているような状況です。

議長 ほかに何か質問がありましたら。

農業委員 ちょっとわからないので聞きたいんですけど、39ページの書面審査の件で受付番号一番最後の件ですけど、審査基準の5番、申請地と一体として利用される農地以外の農地がある場合、その利用見込み、ほかは「該当なし」で、この件につきましては「見込み有り」とありますけど、どういふことやろうと思っておりますね。

議長 事務局。

事務局 実際工事で扱うというのが、原野部分があるので、こちらを一緒に併用地という形で造成をするというところで、ほかの部分については単体で農地のための転用になりますけれども、原野とかの農地以外の地目も一緒に造成するという計画ですので、「見込み有り」といふ部分について「該当な

し」ではなく併用地があるというところでの表記でございます。

農業委員

わかりました。

議 長

ほかにありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決とってよろしいでしょうか。それでは、採決に移ります。議案第77号の5条申請につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第78号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

非農地証明願についても調査部会より見てもらっております。結果報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第78号「非農地証明願について」。  
番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

申請地は3段に分かれた土地で、竹が間引きされ整然とされた状態でした。タケノコの採集目的での利用をされておりました。一番上の段には原木シイタケが作付されておりました。

関係各課からは支障となる意見は出ていません。第1調査部会では現況は畑地であるということから非認定相当と判断しています。

ちなみに、願出人が今年9月に相続されていたので、今までの作付者も確認をすることとしました。後で事務局から補足をお願いします。

事務局

今、調査部会長も話したとおり、現地に行ったときに結構きれいに手入れしてあったなというところもありまして、こちらの申請人の方が実際現地の手入れ等されておったので、どなたがしてあったかなというところで聞いたんですけど、近所の方が電気柵も設置して竹の伐採等含めて管理してあるというところでお伺いしております。なので、つくってある方につきましては管理含めてこの近所の方がされてあるものと思われまます。以上です。

以上です。

調査部会長

番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地は平坦な土地で作付可能な状況でした。農地の取得経過を調べてみますと、昭和55年10月に農地法第5条の許可を得て取得されたことが確認できました。自宅の建築目的で取得されましたが、転用行為に着手されていないものと思われまます。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見は出ていませんが、第1調査部会では非認定相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地は杉が植林されて相当年数がたっており、農地への復元は困難な状態でした。

関係各課からは支障となる意見は出ていません。第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

申請地は傾斜地であり、雑木林となっており、農地への復元が困難であると認められました。

関係各課からは支障となる意見は出ていません。第1調査部会では認定相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議 長                    ありがとうございます。

                          それでは、非農地証明について調査部会では番号1番、2番につきまして是非認定相当というふうな判断がつけられております。それにつきまして皆様方の意見、質問をお伺いします。

農業委員                3番について既に杉が植えられていたということですが、その杉は大体どれくらい、20年経過やけん、20年以上経過したような杉でしたか。

調査部会長            いや、20年までいっていないですよ。15年ぐらいでしたね。

農業委員                20年経過していなかったら、それは認定できないのでは。

議 長                    事務局。

事務局                 非農地証明の発行基準というのがございまして、今、おっしゃったような20年以上の経過という部分ともう一つがありまして、この分については農地への復元が困難であるかという形で、遊休農地に関し農地法第2条の規定に該当する農地かどうかの判断基準というのがございます。こちらにつきましては遊休農地であって、農地への復元が困難であるかどうかという判断基準でございしますが、これに関しては何年以上という規定はございませんので、20年以上経過していない場合でも現地の状況から農地への復元がという別の基準と申しますか、こういう基準もあるということでお伝えいたします。

議 長                    ほかに何か質問、意見がありましたら。

農業委員                この地図の3番は場所を特定しにくいという感じを私は受けるんですけども、例えば、ゼンリンでされますけど、もう少し具体的に入るような、例えば、3番の案件とかにしてもどの部分がというのが全然わかりません。その辺で改善なりをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

議 長                    事務局。

事務局                 おっしゃるように、番号1番の75ページの地図等とか、77ページの地図等はよくわかりやすい、今ありましたように、79ページもう少し現地のほうが入るような形で、議案書、位置が確認できやすいようなやり方で今後改正していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長                   ほかに何かありましたら。

農業委員               今3番の問題が出ました。今から先もこういう問題は十分出てくると  
思いますので、今後形を変える場合は植林する前に申請してもらって、大体  
5年以上ぐらいずっと管理しておけば変わっていくということもあります  
ので。

事務局                 でも農用地は植林だめですね。

農業委員               新設もだめですか。

議 長                   申請して促進協議会なりなんなりかけて農用地から外せば可能です

事務局                 農振農用地から外れるところもありますし、外れないところもあります  
ので。

議 長                   多分この3番については、ミカン山をしていて、伐採して植林したら幾  
らか出るという制度の部分ではないかと判断しておりました。

農業委員               多分そうだと思います。（発言する者あり）

議 長                   その時点で申請していればよかったけれども、今になって申請されてい  
る分だと思っております。

                         ほかに何か質問、意見がありましたら。よろしいですかね。非認定相  
当で2件出ていますが、現地主義ということで、1番につきましてもきれ  
いに上の竹を伐採して、中もきれいに竹も整理してあって、来年の春はタ  
ケノコがいっぱい出てくるような状態にしてありました。それで、非認定  
相当だということで判断しております。

                         また、2番につきましても5条の申請で取得してあって何もしないま  
まそのままという格好です。あれを非農地にはできないということで非認  
定相当ということで判断しております。

                         それでよろしいでしょうか。

農業委員               20年以上前に許可が一応出ていたんですか、5条が。

事務局                 そうです。農地法の5条の許可で昭和55年11月許可でした。転用許  
可を得て、許可申請については権利の種別が売買申請だったんだろうと思  
われますし、今回も許可書である所有権移転分について登記は昭和55年  
に登記されてありましたけれども、調査部会長等も話されたとおりに、現地

については転用行為に対して着手した経緯がなかったというところで、通常の農地のままの状態であったというところでございます。

農業委員

こういう例は何件かありますね。許可をもらって、20年以上経過して全然何もしていなくて、田んぼのまんまで放置してあるところとか多いですね。

それに対してその中で今言ったように、転用行為について着手していないというのは、外形的に着手していないということ、それとも、建築確認か何かとった形跡があるということ。

議長

事務局。

事務局

こちらはそこまで確認をとっておりません。建築確認申請をしたのかどうかという分については確認までできておりません。あくまでも別冊資料の14ページに書いてあるとおりの状況だったというところまでの確認でございませぬ。

農業委員

現場での確認までしかしていないということですね。

事務局

現場での確認です。

農業委員

わかりました。

議長

ほかに質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

採決をとってよろしいですか。それでは、番号1番と2番、そして3番と4番で分けて採決をとりたいと思います。

番号1番、2番につきまして非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

それでは、番号3番、4番につきまして証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)



議 長	それでは、次の議案に移ります。事務局。
事務局	<p>議案書の83ページをお願いいたします。</p> <p>議案第79号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」、ご審議をお願いいたします。</p> <p>説明につきましては担当者がおりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	それでは、よろしくをお願いいたします。
農業振興課	<p>皆様お疲れさまです。今から利用権設定についてご説明させていただきます。</p> <p>今回提案いたします農用地利用集積計画ですが、事前にお送りしてあった冊子の番号1から145が糸島市へ直接申し出のあった相対の利用権設定です。番号の201番から2294番までが農地利用集積円滑化団体であるJA糸島への申し出があった利用権設定となっております。</p> <p>筆別で申し上げますと、今回の利用権の設定面積が281.5ヘクタール、筆数は1,498筆となっております。</p> <p>個別の設定内容につきましては1ページ目以降、借り手の住所順で記載しております。</p> <p>今回決定された場合、資料の下段の枠内に記載していますとおり、農林水産省耕地面積による市内の耕地面積における認定農業者の耕作率は46.5%、また、2015年農林業センサスの経営耕地面積における認定農業者の耕作率は57%となります。</p> <p>以上、農用地利用集積計画につきまして農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。以上よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	今、農業振興課より説明がありました。これにつきまして何か質問がありましたら、どうぞ。
農業委員	お尋ねをしたいんですけども、こういう台帳なり、面積の把握なんかで地図に落とされたようなことは現在あるんですか。マッピングシステムみたいなのは。
農業振興課	ここを集積しましたとわかるようなものでしょうか。

農業委員            そういう感じのものです。

農業振興課           現在のシステムではできていないです。

議 長                よろしいですか。

農業委員            それとあわせてですけれども、先般、集積円滑化団体の分と市が受けた分との統一化を図るといような話をするといような話がされてきましたけど。

農業振興課           市の相対とは別に、農地中間管理事業という国が進めている事業があるんですけれども、間に団体を挟む、農協を挟むか、農地中間管理機構を挟むかという制度です。国が農地中間管理事業というほうを進めておりまして、JA転貸が円滑化事業ですね、これを廃止して中間管理に一本化しようといような話で、来年度から中間管理機構に一本化になります。

議 長                事務局。

事務局               恐らく農家の方に大きく影響が出てくる分だと思うんですけれども、来年4月以降、農協転貸の円滑化事業の更新ができなくなります。なので、中間管理事業の転貸に移行していただくか、あるいは相対の利用権に移行していただくという形になってきます。たしか11月ぐらいだったと思うんですけれども、JAさんが今契約されている皆さんのほうにお知らせをするような形になっていると思います。なおかつ2月に集落座談会があると思いますので、その中でも説明があるのではないかと思いますけれども、いずれにしても、農業委員さんの中にも円滑化事業を使われている方がいらっしゃると思いますけれども、もし、来年4月以降の更新時期を迎えるというときになった場合、円滑化の更新ができないというふうな形になります。

農業振興課           事務の手續レベルにつきましては農協さんと中間管理機構と打ち合わせをしておりますけれども、基本的には農家さんから出していただく手續先については農協さんになるところで今考えております。基本的には円滑化事業は今まで農協さんほうに出していただいておりますので、その流れをできるだけ変えないように中間管理のほうに変更できるようにといこと考えていますので。

議 長                よろしいですか。

ほかに何か質問がありましたら。

農業委員

僕はハウスで施設野菜をつくるんですけど、この前、中間管理に早い時期に田んぼについても利用なり耕作するのにいいということで入ったんですけれども、その中で、中間管理に入ったら、ハウスを建てられない、10年ぐらいのスパンで契約というのがあると思うんですけども、その間、ハウスは建てられないと、建てようと思っても建てられないというふうなところを後から聞いてですね。そういったものがあつたら、施設あたりを中心にやっている農家というのは前もってそのところを外すとか、そういったところをやっておかないと、将来的にどうにかしたいとかというふうなことがあつた場合に差し障りが出るんじゃないかなというのをちょっと思っております。何かそういったところについて方向性なりがあるのであれば、調べておいていただきたいというふうに思います。以上です。

事務局

後でまたお調べさせてもらいたいと思います。

議長

調べてまたということですよ。  
ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、採決に移ります。利用集積計画に同意する方の（発言する者あり）第1調査部会より新規就農の報告がこの中に入っておりますので、先に報告をお願いいたします。

調査部会長

利用権の中に新規就農者の面談も入っています。

**【資料に基づき報告】**

第1調査部会としては、若くしてやる気が十分に感じられる方で、農業はなかなか厳しいが、とにかく頑張ってくださいと激励しています。

続きまして、利用権の126番から128番をお願いします。面談資料の98ページと100ページです。

**【資料に基づき報告】**

第1調査部会としては、今回の借入地が耕作放棄地でその再生事業もしていただくことや、作付時期や鳥獣対策など注意を促して頑張ってください。

さいと声をかけています。

続きまして、新規就農者、利用権の134番と135番です。面談資料は104ページから107ページに載せております。

**【資料に基づき説明】**

第1調査部会としては、地元農家ともかかわっており、営農的には問題ないと感じています。転作障害や鳥獣被害の対策を行うようにと声をかけております。

新規就農者、利用権の399番です。面談資料は114ページから116ページに載せています。

**【資料に基づき説明】**

第1調査部会としましては、若くてトマト栽培の経験が4年もある方なので、技術面での心配はしておりません。地域の担い手として頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、新規就農者、利用権の65番と66番です。面談資料は122ページから124ページに載せています。

**【資料に基づき説明】**

第1調査部会としましては、もっと農機具を充実させることなど栽培技術面での心配は残りますが、販路も決まっております、無理がない営農を伝え、頑張ってくださいと声をかけています。

以上、面談の報告を終わります。

議長

以上、新規就農者のヒアリングの結果を発表されております。

議案第79号につきまして採決をとってよろしいでしょうか。

それでは、利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。

議案第80号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の

承認について（所有権移転）」、ご審議をお願いいたします。

なお、内容説明の前に、議案書から削除が必要な案件がございます。86ページの番号7番でございますが、この分は買い入れの取り下げを伺っておったんですが、議案書の作成時点と合わずに、議案書に載せておりましたが、7番につきましてこの場で削除というところでお願いしたいと思います。審議案件につきましては6件となります。

それでは、1番から説明いたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上6件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移らせていただきます。利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の88ページをお願いいたします。

議案第81号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、こここのところも現地調査に行っていました。調査部会長よりよろしくお願いいたします。

調査部会長 議案第81号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」報告します。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

申請地は今年8月に現地調査を行ってまいりました。8月の現況では資材置き場の状況でしたので、非認定相当として審議された案件です。今回も調査しましたが、ぐり石やアスファルト殻などの放置残土が残っており、耕作できる状態ではありませんでした。

第1調査部会では農地として認められる状態でないことから非認定相当と判断しています。引き続き砂利等の撤去指導を行いたいと思っています。以上、報告を終わります。

議長 　　ただいま住宅に付属する農地指定の申請ということで出されております。第1調査部会では非認定相当ということで出されておりますが、質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員 　　8月の部分で出ているということですが、その時分と今回の部分で片づけとかという部分や進んでいた部分はあったでしょうか。

議長 　　調査部会長。

調査部会長 　　進んでいました。住宅の基礎に使うぐり石とか、砂利とか、アスファルト殻が表面にありましたので、農地としては適切ではないということで非認定にしております。

議長 　　ほかに何か質問、意見ありましたら。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 　　それでは、採決に移らせていただきます。住宅に付属する農地の申請について調査部会が判断しましたようにだめだということでしておりますが、それに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 　　それでは、その他の項に移ります。  
農地の適正化あっせん申し出の取り下げについて事務局より報告をお願いいたします。

事務局 　　91ページ農地移動適正化あっせん申し出の取り下げです。この分につきましては先ほどの所有権移転の議案で推進機構売買というところございましたので、あっせん申し出の取り下げ願が出ておるとい状況です。報告事項として掲載しております。以上です。

議 長

新規就農のヒアリングというのはいいですね。  
それでは、農地対策のA班の報告をお願いいたします。

農業委員

10月23日に農地対策委員会を開いております。

**【資料に基づき説明】**

議 長

それでは続きまして、農政対策委員会の報告をお願いします。

農業委員

10月25日に農政対策委員会を開いておりますので、その報告をしたいと思います。

**【資料に基づき説明】**

事務局

今、委員長からありましたとおり、この1枚紙の分、一覧表を書いていると思いますが、こちらは農業委員さんの出席の分については名前が記載されておりますが、事務局職員も参りたいと考えております。この際、アンケート等の説明については当然事務局が行っていきませんが、ご協力的な口添えをいただければ大変助かりますので、そういう意味でもぜひご参加いただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。事務局は必ず農区長会の場に行きます。（発言する者あり）

この分は農業者年金の被保険者リストということとパンフレットも一緒に配っているかと思いますが、加入者なので、この方には推進しなくていいよという部分で出しているということです。（「そこで同じものが3枚もある」と呼ぶ者あり）これは推進委員さん配布分も入っています。（「ああ、そういうことね」と呼ぶ者あり）

こちらは推進部長からまたお話があると思っております。

議 長

それでは、農業経営改善計画認定申請書の一覧ということで、これは見とってください。お願いします。

それから、今後の予定ということで事務局をお願いします。

事務局

議案書の1ページをご確認お願いしたいと思っております。

**【議案書に基づき説明】**

今後の予定につきましては以上でございます。

議長 それでは、その他の項で。

事務局 その他の項目です。

【資料に基づき説明】

事務局からは以上でございます。

農業委員 先ほどちょっと話があっていましたが、農業者年金の関係で重複すると思いますけど、資料を2つ差し上げております。名簿を令和元年10月時点の被保険者ということで、皆さん方が推進される中で、うちの地区で誰が入っているのかわかったほうが候補者選定もしやすいだろうということでございますので、農業委員会に依頼しまして候補者名簿をつくっておりますので、複数あるということですが、これは推進委員さんの分も入っておりますので、いつかの時点で推進委員さんにも手渡していただきたいと思います。個人情報ですから、取り扱いについてはご注意をいただきたいと思います。

それと、パンフレットを10枚ほど配付しておりますので、足りないという方はどしどし農業委員会に。  
よろしく申し上げます。以上です。

議長 ほかに何か。

農業委員 今回の年金の件ですけど、支店あたりのほうは知っているんですか、いつ、この日に私たちが来るというのは、必要であれば、言っておかないといけないと思ってですね。農区長会議に。

事務局 農区長会議の件でございますか。

農業委員 はい。

事務局 農区長会議の案件とか市からお願いする場合は、農振会議というJAの会議がありまして、そこに議題として載せて、各支店のほうに伝わるということになっておりますので、今月その農振会議で議題に上げてもらって依頼しますので、支店のほうへは伝わる仕組みになっております。

議長 ほかに何かありましたら。

農業委員 手元に資料がありますが、市制10周年記念の式典と書いてあります



が、これは自己判断出席でいいのでしょうか。

事務局 あくまでも任意ということをお願いしております。会長は出席するとは聞いておりますが、お時間等あれば、ご出席いただければと思っております。

事務局 市制10周年ということで市もいろいろ特別な行事とかできることはやって盛り上げていきたいというふうな考えでおります。あくまで任意でございますが、できるだけ積極的に参加をしていただきますようよろしく願いいたします。

議長 他にありましたら。

農業委員 先ほどの農区長会議なんですけど、直接ここに行けばいいということですか。

議長 そうです。

事務局 綱紀肅正の部分は気になっておりますので、一言つけ加えさせていただきます。

たしか先月か先々月だったと思うんですけれども、研修会のお昼休みに飲んでしまっただけということで新聞に載ったり、今回は汚職的なものですので、大々的に載って逮捕もされておることがございます。

農業委員さんもわかってあると思うんですけれども、特別職の非常勤の公務員という身分であります。例えば、今から年末にかけて飲酒の機会とか多くなると思うんですけれども、もし、飲酒運転等で摘発された場合、やはり公務員という形で農業委員という公職の身ということで新聞等に報道されたりいたします。もちろん農業委員会としてそこら辺は厳しい目で見られるということは出てきますし、農業部門だけではなくて、私も職員、公務員がそういう不祥事を起こしますと、市民全体から市役所全体が信頼を失うという部分でございますので、もう一回頭に入れてもらって綱紀肅正はぜひやっていっていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんでしょうか。

事務局 ほかにないということで閉会の挨拶を副会長よりお願いいたします。

副会長 今日は案件の多い総会でありました。皆さん慎重な審議をしていただき

まして、ありがとうございました。これをもちまして第9回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和元年11月8日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

9 番 三 苫 幹 治

1 4 番 松 尾 幸 子